



平成31年 3月29日
港湾局技術企画課

「遠隔操作 RTG[※]の安全確保のためのモデル運用規程」を策定

コンテナターミナルにおいて遠隔操作 RTG を導入する際に設置者が整備等を行う運用規程の参考として、「遠隔操作 RTG の安全確保のためのモデル運用規程」を策定しました。

※RTG：“Rubber Tired Gantry crane”（またはRubber Tyred Gantrycrane）の略で、タイヤ式門型クレーンのこと。

近年、大型コンテナ船の寄港の増加により、1 寄港当たりのコンテナ取扱数量が増大しており、コンテナ船の着岸時間が長くなっているため、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間の短縮を図る必要があります。また、我が国においては、労働人口の減少や高齢化により、将来的な港湾労働者の不足が懸念されており、港湾労働者の確保に向けて、労働環境の改善が必要となっています。

これらの課題に対応するため、我が国港湾のコンテナターミナルにおいて、遠隔操作 RTG の導入が見込まれているところであり、2017 年には、港湾法施行令等の関係法令を改正し、遠隔操作 RTG を技術基準対象施設に追加したところです。これにより、遠隔操作 RTG の設置者は、運用規程の整備を行うことが標準となりました。

このため、国土交通省港湾局では、設置者が運用規程の整備等を行う際に、参考とすることができるモデルとして、「遠隔操作 RTG の安全確保のためのモデル運用規程」を策定しました。

○公表資料

- ・遠隔操作 RTG の安全確保のためのモデル運用規程

問い合わせ先：

国土交通省 港湾局 技術企画課 技術監理室 新村、服部

TEL：03-5253-8111（内線 46602・46614）、03-5253-8681（直通）、FAX：03-5253-1652